

事務連絡
平成30年2月5日

各都道府県
私立幼稚園施設整備費担当課 御中

文部科学省初等中等教育局幼児教育課

私立学校施設整備費補助金(私立幼稚園施設整備費)に係る
平成30年度事業の募集等について(依頼)

平成30年度事業について、別紙のとおり募集しますので、取りまとめ
の上、提出ください。

なお、内定前の事業着手があった場合は補助を行いませんので、御留意
ください。

【本件問合せ先】

文部科学省初等中等教育局
幼児教育課振興係 松村・岸田
電話：03-5253-4111（内2374）
03-6734-2374（直通）
メール：youji-shinkou@mext.go.jp

別紙

1. 平成30年度事業計画一覧の提出について

平成30年度事業計画について、①別紙「平成30年度事業計画一覧」（都道府県集計表）及び事業ごとに②別紙様式2「私立幼稚園施設整備費補助事業計画表（予定）」（事業者作成用）を作成し、提出ください（該当がない場合もその旨回答ください）。

（1） 補助対象

各都道府県管内における学校法人が設置する私立幼稚園及び幼稚園型認定こども園のうち当該幼稚園の施設整備。

（2） 提出期限

平成30年2月23日（金）

（3） 提出方法

紙媒体もしくは電子媒体によること。

（4） 提出先

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省 初等中等教育局幼児教育課 振興係

提出アドレス：youji-shinkou@mext.go.jp

※件名を「【都道府県番号・都道府県名】平成30年度私立幼稚園施設整備費事業計画一覧（提出）」としてください。

2. 個別の法人毎の事業計画書の提出について

事業計画一覧を提出していただいた後、当課で事業の確認を行い、事業計画書の提出を求める事業を選定します。選定された事業については、次のとおり書類の提出を別途依頼します。（ただし、選定をもって事業の採択が内定するわけではありません。）

（1） 提出書類

- ① 私立幼稚園施設整備計画都道府県別総表（都道府県作成）
- ② 幼稚園別事業計画書
- ③ 幼稚園別補助金計算書^{※1}
- ④ 私立幼稚園施設整備費補助交付要綱第4条第1項に定める資料^{※2}

なお、旧園舎の図面も添付すること。

⑤ アスベスト等対策工事については、建材の分析書等のアスベストが含まれていることが明確にわかる資料。

⑥ 買収による取得については、幼稚園の施設を緊急に必要とする理由を明らかにする資料。

※1：事業区分が「改築（耐震）」の場合の保有面積は、耐震性能により区分（耐震性のない建物に係る面積を危険建物面積）とします。（未診断の建物を含む）その他の建物に係る面積は健全建物面積として扱います。

※2：事業区分が「改築（耐震）」の場合は、耐力度調査票に代えて耐震性能判定表を提出してください。また、事業計画書提出期限までに準備できない資料（前年度収支決算書等）は、資料の完成後速やかに提出ください。

（2）提出期限

後日該当事業のある都道府県担当宛てにお知らせします。

3. 今後のスケジュール（予定）

○事業の選定・事業計画書提出依頼：3月中旬頃

○内定・交付決定：各事業の実施予定期限による

4. 平成30年度に交付決定する新增改築時の構造別単価

構造	m ² あたり単価
R, 耐S、W	187,200円
S	164,800円

5. 補足

○私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）交付要綱に定められる全ての事業を募集します。

なお、アスベスト等対策工事については、平成29年度と同様に事業費の下限額は設けません。

○事業計画書の提出を依頼する際に、各事業について当課にていずれの予算事業への採択候補事業とするかを指定します。特に早期の着工を要する案件については計画書一覧の備考欄等で示してください。

○事業着手とは、工事契約の締結のこととしています。なお、工事契約前の着手金の支払いなど、事実上事業の一部に着手しているような場合

も事業着手に該当しますので、御留意ください。

- 園舎の耐震化整備については、効率的な執行の観点から、可能な限り、補強工事による整備を御検討いただきますようお願いします。
- 耐震改築、耐震補強など、大規模な工事を要し年度内の完成が困難な事業については、適宜御相談ください。
- 平成30年度当初予算は国会における成立前であることから、当該予算への事業に係る内定及び交付決定は、該当予算成立後に行います。

6. 注意事項

私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）交付要綱第7条において、補助事業の遂行については、公正かつ最少の費用で最大の効果を上げ得るように経費の効率的使用に努めることを求めている観点から、本事業に係る業者選定に当たっては（1）、（2）のとおり行うこととし、また、事業経費が適正かどうかについては、（3）、（4）、（5）を踏まえ、特に留意すること。

- （1）原則として国又は地方公共団体の契約方法（別添「建設工事等に係る補助事業遂行にあたっての留意事項」参照）にならい、入札等の競争性のある契約方法により契約の相手方及び契約金額を決定すること。
- （2）入札によらない場合であっても、3社以上の業者による見積り合せにより決定すること。ただし、やむを得ずこれらの方によることができない場合は、当該やむを得ない理由及び契約金額の適正性について、採択理由書（様式自由）に具体的に記入すること。
- （3）補助対象事業については、原則事業区分ごとに採択等を行います。各事業区分で対象となる経費はその目的に沿った整備に係る経費であり、それ以外の経費については補助対象外経費として適切に取り扱ってください。
いずれの事業区分においても、補助金の対象経費となるのは、「本体工事」と本体工事に伴い必要となる「関連工事」です。本体工事は各事業の目的を達成するための施設整備を指し、関連工事は本体工事の施工に係る必要最低限の範囲（現状復旧等）を対象とし、本体工事との因果関係が合理的に説明できないものについては、関連工事とはなりません。

- (4) 補助対象外の工事や補助対象施設とは別の施設の工事とあわせて事業を行う場合は、合理的な方法により総事業費から補助対象事業費を適切に算出すること。
- (5) 新築・増築・改築・学級定員の引き下げに伴う増築事業における建築面積には、壁（腰壁は除く）や建具などにより風雨を防ぐことができない部分の床面積は含めることができません。
- (3)、(4)、(5)については、過去に会計検査院からも不当事項として指摘されています。